



〈目次〉	
旧湧別小学校の備品などの無償譲渡会	1
ミニバレーチーム募集	2
チャリティーバザー	
燃やす粗大ゴミ持ち込みの事前確認	
資源ゴミの出し方の注意点	3
町内体育館「個人使用シーズン券」の販売	
秋の輸送繁忙期の交通安全運動	4
野ネズミ駆除のため薬剤空中散布	4
猟銃所持許可初心者講習会	
町内の高齢者福祉入所施設の空き状況	5
秋の火災予防運動	6
11月のフィットネススクール	7
土地取り引きの届け出	8

旧湧別小学校の備品などの無償譲渡会を開催します

教育委員会 教育総務課 学校教育G 5-3143

3月に閉校した旧湧別小学校に残っている備品などの物品を、町民の方や町内事業所で再活用してもらうため、無償譲渡会を開催します。

当日は校舎内を自由に見学することも可能ですので、ぜひご参加ください。

【日 時】10月22日（日）午前9時開場、10時譲渡会開始

【場 所】旧湧別小学校 体育館（錦町）

【対 象 者】湧別町民および町内事業所で、ご自分で物品を運搬できる方

【権利決定】競合する場合は、抽選などにより決定します。

【引取方法】原則として、当日の引き取りとします。ただし、大型備品などで当日引き取れない場合は、10月31日（火）までに運搬していただきます。

【主な物品】グランドピアノ、アップライトピアノ、卓球台、黒板、事務用机・椅子、児童用机・椅子、収納棚、オルガン、食器、掃除用具、教材 ほか
※いずれも動作などの保証はできないことをご了承ください。

【留意事項】返品はいかなる理由であってもお受けできません。



ミニバレーチームを募集します

教育委員会 社会教育課 社会教育G 5-3132

湧別町ソフト・ミニバレーボール協会では、12月から開催するリーグ戦に参加するミニバレーチームを募集しています。

地域や職場、お友達などでチームを編成し、ミニバレーを楽しんでみませんか。



【チーム編成】 町内に在住する方および町内で勤務する方

ミニバレー（4人制）：社会人で、女性が2人以上入ること。

【年会費】 1チーム6,000円

※会費は11月下旬開催予定の総会（監督会議）で受け付けます。

【その他】 ●スポーツ安全保険に全員加入してください。

●メンバー登録は、当協会のミニバレーのルールに基づき8人以内とします。

【申込方法】 11月5日（日）までに、加入申込書を下記の事務局へ提出してください。加入申込書は上湧別農村環境改善センターおよび中湧別総合体育館に備えてあります。

【問い合わせ先】 湧別町ソフト・ミニバレー協会事務局 伊藤 弘樹

TEL 2-3873 または TEL 090-4875-3137

チャリティーバザーを開催します

教育委員会 社会教育課 社会教育G 5-3132

はまなすボランティアサークルでは、次の日程でチャリティーバザーを開催します。なお、バザーの収益金は、独居家庭や施設への訪問に使わせていただきます。

【日時】 10月29日（日） 午前9時30分～午後0時30分

【場所】 文化センターさざ波 ロビー（栄町）

※当日は湧別町総合文化祭が開催されていますので、ぜひお立ち寄りください。

【内容】 食器、衣類、日用品などを販売します。

【問い合わせ先】 集荷をご希望の方は、下記までご連絡ください。

大友（TEL 5-2316）

榎（TEL 5-2951）

燃やす粗大ゴミ持ち込みの際は事前にご確認ください

㊟住民税務課 住民生活G 2-5863

えんがるクリーンセンターは、冬の期間は屋外の粗大ゴミ置き場の受け入れを停止します。燃やす粗大ゴミを持ち込む際には、えんがるクリーンセンターへ受け入れが可能か事前にご確認のうえ、お持ち込みください。

【停止期間】 11月6日（月）～令和6年5月中旬

【問い合わせ先】 えんがるクリーンセンター TEL 0158-42-3579

秋の輸送繁忙期の交通安全運動を実施します

㊦住民税務課 住民生活G 2-5863

例年、収穫期を迎えるこれからの季節は、貨物輸送などで交通量が増え、また、夕暮れが早まり歩行者などの夕暮れ時や夜間の事故多発が懸念されます。

このため、10月15日（日）から24日（火）までの10日間、「秋の輸送繁忙期の交通安全運動」が行われます。交通安全を心がけましょう。

- 【運動の重点】
- ①過労・過積載・過密な運転の防止
 - ②スピードの出し過ぎなど危険運転の防止
 - ③高齢者の交通事故防止・夜光反射材の普及
 - ④夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車の交通事故防止
 - ⑤飲酒運転の根絶

※運動期間中、町内主要交差点において、交通安全指導員による歩行者などへの街頭指導および通行車両に対し街頭啓発を実施します。

野ネズミ駆除のため薬剤を空中散布します

㊧水産林務課 水産林務G 5-3763

植栽木に食害をおよぼす野ネズミの駆除のため、ヘリコプターによる殺鼠剤きつそざいの空中散布を次のとおり実施します。

- 【実施日】10月19日（木）～23日（月）
※天候、作業工程により実施日が前後することがあります。
- 【散布区域】町内造林地一円
- 【事業実施者】湧別町、遠軽地区森林組合

猟銃所持許可初心者講習会を開催します

㊧水産林務課 水産林務G 5-3763

猟銃・空気銃を初めて所持しようとする方を対象に、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の規定に基づき、猟銃および空気銃の取り扱いに関する講習会が開催されます。

- 【日 時】11月11日（土）午前9時30分
- 【開催場所】北海道警察北見方面本部 3階303号会議室（北見市青葉町6番1号）
- 【申込方法】11月1日（水）までに、北海道警察北見方面本部（Tel 0157-24-0110）または遠軽警察署（Tel 0158-42-0110）へお申し込みください。
- 【補助制度】猟銃所持許可や狩猟免許の取得にかかる費用に対し、2分の1の額（上限あり）を補助しています。ただし条件がありますので、補助制度の詳細は、町ホームページまたは㊧水産林務課までお問い合わせください。



町ホームページ

町内の高齢者福祉入所施設の空き状況

福祉課 高齢介護G 5-3761

9月26日現在の町内高齢者福祉入所施設の空き状況は次のとおりです（現在とは異なる場合があります）。待機者がいても、空床・室数に空きがある施設に入所できる場合がありますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

分類	事業所名	住所	電話番号	定員・室数	空床・空室	待機者		
						すぐに入居を希望する方	すぐに入居を希望しない方	合計
特別養護老人ホーム ※1	湧別オホーツク園	東	5-3660	40人	0	18	21	39
	湧別オホーツク園 リラの杜 ※3			20人	0	2	1	3
	湖水の杜 ※3	芭露	4-5525	20人	0	2	1	3
	湧愛園	上湧別 屯田市街地	2-3151	40人	0	16	25	41
	湧愛園ちゅーりっぷの里 ※3			20人	0	6	13	19
グループホーム ※2	上湧別館 ※3	中湧別北町	4-2070	18人	0	3	2	5
有料老人ホーム	向日葵	中湧別東町	8-7725	38人	0	0	0	0
	リビングケア・オリーブ	中湧別中町	4-1760	1人用 13室	0	1	5	6
				夫婦用 2室	0	0	0	0
高齢者賃貸住宅	在宅支援型住宅 湖水の杜	芭露	4-5525	5人	0	5	3	8
	ケアハウス来夢 ※4	上湧別 屯田市街地	4-1100	1人用 24室	0	22	7	29
				夫婦用 3室	0	2	3	5

※1 入所するには原則要介護3～5の認定が必要な施設です。

※2 入所するには要介護認定が必要な施設です。

※3 地域密着型施設のため、湧別町民の方が入所できる施設です。

※4 日常生活で自立している方が入所できる施設です。（要介護者は入所できない場合があります。）

秋の火災予防運動を実施します

遠軽地区広域組合 消防署 湧別出張所 5-2338・上湧別出張所 2-4111

秋から冬は空気が乾燥し、強風が吹くなど火災が発生しやすい季節です。暖房器具の使用前点検、まきストーブの煙突清掃などをして火災発生を防止しましょう。また、火の元に十分注意し安全で快適な生活を送ってください。

消防署湧別出張所、上湧別出張所、湧別町消防団は火災予防運動期間中、次のことを実施します。

【運動期間】 10月15日（日）～31日（火）

【運動内容】 ①大サイレン吹鳴

運動期間中の午後8時に大サイレンを一斉吹鳴

②消防職員による警戒・啓蒙

運動期間中、消防車両が音声・警鐘により町内を巡回します。

③消防車両パレード

10月15日（日）午前8時30分～11時30分に消防車両が町内一円をパレードします。

④防災メール

10月15日（日）に防災メールを活用し火災予防広報を実施します。

⑤一般住宅査察

期間中、住宅からの出火防止を目的として、調理器具や暖房器具などの使用状況を確認するために、消防団員が査察を行います。

⑥消防庁舎一般開放イベント（消防署湧別出張所）※参加費無料

10月15日（日）午後1時から3時まで、スタンプラリー、消防士体験、火災予防ポスター・標語コンクール受賞作品展示などのイベントを開催します。

※お持ちの方は、軍手や皮手袋を持参してください。

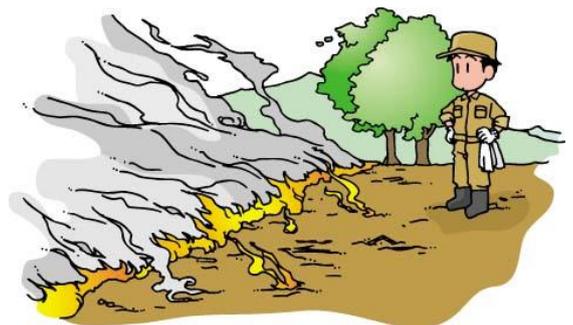
【防火標語】 組合統一 「後でより 今が大切 火の始末」

全国統一 「火を消して 不安を消して つなぐ未来」

〈ゴミの違法焼却はやめてください〉

野焼き（場所や量にかかわらず、決められた施設以外でゴミを燃やす行為）が原因で火災になるケースが多発しています。営農以外の野焼きは禁止されています。

営農のため、やむなく実施する場合は、必ず最寄りの消防署に届け出てください。



11月のフィットネススクール

教育委員会 社会教育課 社会教育G 5-3132

町民の皆さまに運動の重要性や楽しさを知っていただくためのサポート役として、来年3月まで毎月2回から3回程度、定期的に専門のインストラクターの指導が受けられます。希望するスクールにお申し込みください。※定員になり次第締め切ります。

【フィットネススクール】～参加者みんなでスキルアップ～

- 11月9日（木）「音楽に合わせて有酸素トレーニング～カラダに酸素を取り込み寒い冬を乗り切ろう～」

【時間】午前10時～正午

【内容】体力に合わせたトレーニング、運動相談など

【会場】湧別総合体育館アリーナ、2階トレーニングルーム

【定員】20人

- 11月16日（木）「中高生向け！柔軟性を鍛えてパフォーマンス向上トレーニング！」

【時間】午後6時～8時

【内容】・肩甲骨、股関節の柔軟性トレーニング
・体幹強化、サーキットトレーニングなど

【会場】湧別総合体育館アリーナ

【定員】20人



【参加料】無料

【講師】(株)スポーツクラブ PHYSIT トレーナー

【持ち物】運動できる服装、運動靴、タオル、飲み物

【申込方法】各スクール開催日の2日前までに、右記の申し込みフォームか電話（社会教育課：Tel 5-3132）でお申し込みください。



申し込みフォーム



漁業関係の皆さんを応援しています！

みんなもホタテなどの水産物を
モリモリ食べて強くなろう！

一定面積以上の土地取り引きには届け出が必要です

㊦企画財政課 企画G 2-5862

土地の売買、賃貸、交換、営業譲渡など一定面積以上の土地取り引きには、国土利用計画法に基づく届け出が必要です。譲受人（権利取得者）は、土地の所在する市町村に土地の利用目的および取引価格などを届け出なければなりません。

- 【対象面積】 ①市街化区域 : 2,000㎡以上
②市街化区域以外の都市計画区域内 : 5,000㎡以上
③都市計画区域外 : 10,000㎡以上
※湧別町は全域が「③都市計画区域外」です。



町ホームページ

【届け出る方】 買い主など、土地の権利取得者

【届出書類】 ●土地売買等届出書（㊦企画財政課および町ホームページに備えています）

- 土地売買等契約書の写し
- 土地およびその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の図面
- 土地の形状を明らかにした縮尺2,500分の1以上の図面
- 委任状（代理人が届け出する場合）

【届出方法】 届出書類を各3部用意し、契約（予約を含む）締結日から2週間以内に㊦企画財政課へ提出してください。

※届出期限が過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力をお願いします。

【留意事項】 ①2件以上の契約による面積の合計が対象面積以上となる「ひとまとまりの土地（一団の土地）」を取得する場合は、契約締結ごとに届け出が必要です。

②対象となる土地の権利は、所有権、地上権、賃借権、またはこれらの権利の取得を目的とする権利であり、これらの移転または設定に、対価をもって契約する場合です。

〈例〉 売買（共有持分の譲渡、営業譲渡など）、譲渡担保、代物弁済、代物弁済予約、交換、形成権の譲渡（予約完結権の譲渡、買戻権の譲渡など）、現物出資、信託受益権の譲渡、地位譲渡、第三者のためにする契約、停止条件付き契約

③当事者の一方または双方が国・地方公共団体・その他の政令で定める法人である場合や、滞納処分などの競売、農地法の第3条第1項の許可を受けることを要する場合など、国土利用計画法の適用除外規定に該当する場合届け出は不要です。

④届け出が必要な場合で、届け出をしなかったときは、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

【提出先】 〒099-6592 湧別町上湧別屯田市街地318番地
湧別町役場 企画財政課